

「指定介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護」 利用料金表

短期入所生活介護あさくら苑

介護報酬改定に伴い、令和3年4月1日から利用料金が下記のように変更になります。
※A) + その他の加算(個別に算定) + B) がご利用料金となります。

A) 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位：介護報酬単位)

項目 / 介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 併設型ユニット型短期入所生活介護費	523	649	696	764	838	908	976
② 看護体制加算 I	4	4	4	4	4	4	4
③ 夜勤職員配置加算 II：18単位 IV：20単位	-	-	20	20	20	20	20
④ 機能訓練体制加算 (常勤専従配置)	12	12	12	12	12	12	12
⑤ サービス提供体制強化加算 II	18	18	18	18	18	18	18
⑥ 日額単位小計 ①+②+③+④+⑤	557	683	750	818	892	962	1,030
⑦ 介護職員処遇改善加算 I ⑥×8.3%	46	57	62	68	74	80	85
⑧ 介護職員等特定処遇改善加算 I ⑥×2.7%	15	18	20	22	24	26	28
⑨ 介護保険給付対象合計 ⑥+⑦+⑧	618	758	832	908	990	1,068	1,143
⑩ 地域区分換算額(円) ⑨×10.17	¥6,285	¥7,708	¥8,461	¥9,234	¥10,068	¥10,861	¥11,624
A) 介護費用自己負担額(1割)	¥629	¥771	¥847	¥924	¥1,007	¥1,087	¥1,163
A) 介護費用自己負担額(2割)	¥1,257	¥1,542	¥1,693	¥1,847	¥2,014	¥2,173	¥2,325
A) 介護費用自己負担額(3割)	¥1,886	¥2,313	¥2,539	¥2,771	¥3,021	¥3,259	¥3,488

- ① 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せられます。
- ② 常勤の看護師を配置している場合に算定。
- ③ 夜勤職員配置加算II(18単位)：夜間帯に従事する職員が手厚く、人員基準より常勤換算法で1名以上多い場合算定。
夜勤職員配置加算IV(20単位)：IIを満たし、夜間帯に看護職員又はたん吸引等が実施可能な介護職員を配置する場合
- ④ 機能訓練体制加算：常勤専従の理学療法士等の機能訓練指導員を配置する場合に算定
- ⑤ サービス提供体制強化加算II：介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上の場合算定されます。
- ⑦ 介護職員処遇改善加算I：介護職員の賃金等の処遇改善、資質の向上、計画的な研修の実施、昇給の仕組み等が整備されている施設で算定されます。所定単位(小計⑦)に83/1000を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)
- ⑧ 介護職員等特定処遇改善加算I：⑥とは別に、経験・技能のある介護職員その他の職員に対し処遇改善を図る場合に算定。所定単位(小計⑤)に27/1000を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)
- ⑩ 福井市の地域区分は7級地です。(1単位=10.17円で計算、小数点以下切り捨て)

※ その他の加算

- ・送迎加算・・・ご利用者等の希望による送迎を実施する場合に算定。片道184単位/回
- ・通院等乗降介助加算・・・ご利用者等の希望による病院等への送迎を実施する場合に算定。片道99単位/回
- ・療養食加算・・・ご利用者の病状に応じ医師の指示に基づく食事提供した場合。8単位/回(1食単位で算定)
- ・緊急短期入所受入加算・・・ご利用者やご家族の事情により、緊急にご利用された場合。90単位/日
- ・長期利用減算・・・連続30日を越えてご利用される場合は、減算されます。△30単位/日

B) 介護保険の給付対象外のサービス利用料金

項目 / 利用者負担段階	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階
食費 (朝食360円・昼食570円・夕食570円)	¥1,500	¥1,300	¥1,000	¥600
居住費 日額	¥2,006	¥1,310	¥820	¥820
B) 介護給付対象外費用(1日あたり)	¥3,506	¥2,610	¥1,820	¥1,420

☆食費居住費の利用者負担段階については、市町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」によって決められます。限度額認定を受けた方はその限度額とします。(第1～3段階)

- <参考> 第4段階(基準額)：市町村民税課税世帯の方が対象。
第3段階②：市町村民税非課税世帯で、年金収入120万円超の方。
第3段階①：市町村民税非課税世帯で、年金収入等80万円超120万円以下の方。
第2段階：市町村民税非課税世帯で、年収80万円以下の方